

# 『諸問屋再興調』に見る江戸の唐物屋

野口 剛

はじめに

江戸時代に「唐物屋」と呼ばれる商人がいた。これまでも断片的に言及されてきたが、近年における岡佳子氏の研究は、『隔蓑記』をはじめとする文献の綿密な分析を通じて江戸時代前期、十七世紀の唐物屋たちの姿を生き生きと蘇らせてきわめて興味深く、かつ重要である<sup>1)</sup>。

唐物屋とは何か。岡氏の言葉を引用するなら「唐物や唐絵はもとより和物も含まれるが、伝来と由緒をもつものや骨董的な価値のあるものを主体とし、所持者によって他者に披露され、披露された側がそれを鑑賞するに足る」、そのような品物の「一群が江戸時代初頭に『道具』と呼ばれ、それを扱う商人が『唐物屋』であった」。

岡氏はさらに、「当初、京都の唐物屋たちは公家や寺社などで道具類を仕入れて江戸に下り、売却していたのである。やがて道具取引の活発化によって、江戸で道具市場が形成されると、江戸居住の唐物屋たちが生まれた、との筋道が浮かぶ」として、上方と江戸を

往来した唐物屋、あるいは江戸を拠点とする唐物屋の出自について見通しを示された。同じく指摘されるように、貞享四年（一六八七）刊行の『江戸鹿子』<sup>3)</sup>、その巻六「諸職名匠諸商人」の「唐物屋」の項において、「靈巖嶋長崎町」に店を構える六人のひとりにあげられる「大平五兵衛」が、鳳林承章の周辺にいた、江戸下りの唐物屋・大平五兵衛の後裔であるのはおそらく間違いない。

しかしその後、江戸時代中・後期を通じて唐物屋がどのような活動をしたのか、あるいはそれが社会的にどのような位置を占めたかについては明らかでない。本稿は、幕末の行政文書を通じて、十八世紀から十九世紀における唐物屋の一面を、商業史的な背景をおさえながらうかがおうとするものである。

## 一 「八品商人」のなかの唐物屋

老中水野忠邦が主導した天保の改革の一環として、天保十二年（一八四二）から翌年にかけて株仲間、すなわち諸問屋の組合が廃

止された。主に、高騰していた物価を安定化するための施策であったが、ときすでに問屋組合による流通独占とそれによる経済のコントロールは有名無実化しており、にもかかわらず既存のシステムがなくなつてかえつて経済が混乱したためもあつて、幕府は嘉永四年（一八五二）以降、問屋組合の再興を計ることとなつた。再興を機に問屋組合を拡大し、仲間の数の力で生産地を掌握しようとしたのである。<sup>4</sup>

現在、国立国会図書館に所蔵される「旧幕府引継書類」のうち『諸問屋再興調』は、この嘉永年間の問屋再興に関わる調査書類を一括したもので、すでに『大日本近世史料』に公刊もされている。多くは、江戸町奉行の諸問屋組合再興掛や町年寄、町名主の答申文書であるが、直接それに関係した書類ばかりでなく、各種商売の沿革に関する書類なども収められているため、近世商業史研究上きわめて重要な資料と評価されている。<sup>5</sup> その大部におよぶ『諸問屋再興調』に、唐物屋についても少なからぬ情報を提供してくれる一群の文書がある。第八冊、「八品商売人再興調」と題される一件書類である。

ここにいう「八品商売人」とは、質屋、古着屋、古着買、小道具屋、唐物屋、古道具屋、古鉄屋、古鉄買の八種類の商人を指す。他に類のないこの括りには、当事者たちにとってはいささか不名誉ともいえる因縁がある。その端緒は、嘉永年間をはるかにさかのぼる享保八年（一七二三）四月、町奉行が「町中質屋・古着屋」や「小道具其外道具類商賣仕候もの共」、「古鉄商人共」に対して組合をつ

くり、月行事を置くことを命じた町触にある。<sup>7</sup> その主たる内容は、取扱商品を日々帳面につけ、紛失物の訴えがあつた際にはその帳面を月行事、すなわち月ごとの当番が厳しく吟味して、万一そうした品物があつた場合はただちに奉行所に報告することであつた。これらの商人たちの取扱商品にときに、おそらくは盗難品をふくむ紛失物がまぎれこむことがあり、そこに警察的監察が必要とされたのである。この町奉行の通達にもかかわらず、しかし時が経つにつれて紛失物改めの弛緩が憂慮される状況になつたらしく、安永元年（一七七二）十一月、御紋付きの道具類を買い取ることの禁止や一般人からの買い取りの規制とあわせ、あらためて紛失物一切の買い取りを厳禁する内容の町触がだされ、そこにおいて既述の八種類の商人が列挙された。これら商人が後にやがて、「八品商売人」と総称されることになるのである。

こうして見てもわかるとおり、八品商売人の場合、その問屋仲間協同組合、いかえれば経済的な事由にもとづく自発的な仲間間で発するのではなく、社会秩序を維持するための行政の取締り、いかなれば監視システムとして生まれた。その特異性は、八品商売人の問屋組合の停止に関する天保十三年の町触にもうかがうことができる。ほかの組合に連動して問屋仲間は廃止となつたにもかかわらず、そこで伝達されたのは依然として質物の出し入れや商品の買い取りに関する従前の決めごとの遵守であり、組合の月行事にかわる役割は町名主が担わされる、といった表向きの制度改革であつた。御紋付きの道具類や銀製品の買い取りなども引き続き禁止され

ている。

かかる取締りの背景にあるのは、明らかに、これらの商人たちの取扱商品が「古物」、すなわちいったん消費者によって利用されたものが何らかの理由で手放された品物であるという認識がある。いうまでもなく紛失物もまた、かつてはその所有者の手元にあったものであるが、この八品商売人は古物に関わるとする認識が、後述するように唐物屋の取扱商品、ひいては唐物屋の措置をめぐる議論に発展することになる。

享保年間の組合組織に際し、当然のことながら組合員の名前帳すなわち名簿が町奉行に提出された。その名前帳から積算された人数書上がやはり『諸問屋再興調』に収められている。<sup>10</sup> それを見ると、組合の数は九五九、商人の数は一〇六〇一にのぼっている。既述のとおり、この時点では件の商人のカテゴリーは八つに定められておらず、十三の商売に細分されているが、そのうち唐物屋は十五組、一二八人であった。対して、たとえば質屋は二七三一人、古道具屋は二二三五人となっており、唐物屋の数が相対的に少ないことがわかる。商人の数の多寡は、質屋や古道具屋、あるいは古着屋といった江戸庶民の生活になくてはならない商売に比べて、唐物屋の取扱品物がそれほどの需要をもっていなかったことを端的に示している。

では、この幕府方の一件書類において、唐物屋はどのような商人と認識されているのであろうか。

## 二 近世流通史における唐物

『諸問屋再興調』に収められる嘉永五年十二月の町奉行あて勘定奉行の内談書に、次のような記述を見いだすことができる。<sup>11</sup>

右渡世向之もの共ハ、唐物新渡上方表分仕入荷物廻船積合、荷物引受、其外玉類・道具類・唐紅毛物等、上方仕入品之外、市中拂物等買受、又は上方筋を始、諸國道具屋共江之取引いたし、唐物道具類新古共商賣致し候もの共

言葉を補いつつ、ひととおり全体を読みくだすなら、右の渡世向の者すなわち唐物屋とは、新しく輸入された唐物を上方から仕入れ、廻船に積み合わせて江戸に輸送された荷物を引き受ける以外に、上方から仕入れられた玉や道具、中国およびオランダ製品のほか、江戸市中の払い物などを買い取り、あるいはさらに上方をはじめとする諸国の道具屋と取引する、新しいか古いかにかかわらず、広く唐物の道具類を扱う商人である、となるだろうか。冒頭では新渡の「唐物」とだけ記され、また本来、唐物という言葉が指し示す内容は幅広いと考えられるが、それに続く内容をふまえれば、この場合の「唐物」は「唐物道具」としてよいだろう。そのうえでこの一文をもう少し整理するならば、唐物屋の業務内容は、新渡の唐物道具の上方からの仕入れ、上方仕入の唐物および市中の払い物の買い取り、上方をはじめとする諸国の道具屋との新旧唐物道具の取

引、の三つに分けられそうである。

同時代における唐物屋の定義として貴重なこの一文をめぐり、ここではまず、新渡の唐物道具の仕入れということについて考えてみる。

新渡の唐物道具とは、鎖国下の当時においてはいうまでもなく長崎貿易で新たに輸入された中国ならびにオランダの製品にふくまれるものである。もとより長崎貿易でもたらされる輸入品は多岐に渡る。そのことをうかがわせる資料として「唐船貨物改帳」がある。国立公文書館に所蔵される『唐蛮貨物帳』は、宝永六年（一七〇九）から正徳四年（一七一四）までの中国船の積荷目録であるが、なかでも正徳元年度分は同年に日本に到着した五十四艘の唐船の積荷記録が遺っているためにきわめて資料性が高く、すでにその詳細も整理、リスト化されている。<sup>12</sup> それによると、白糸をはじめとする大量の糸や多種多様な織物を筆頭に砂糖、薬種、香木、染料や鋳物、皮類、食品、唐紙などの紙類、鼈甲や牛角、象牙などの未加工品、書物などが輸入されたことがわかるが、注目すべきは、当該リストの最後に立てられる「小間物」の項目、その内訳として列挙される絵画や書跡、さまざまな漆器や陶磁器、その他の多彩な工芸的加工品である。このラインナップこそ、いうところの新渡の唐物道具であろう。あるいは、それに先立って記される唐紙や象牙なども道具に準じる位置を占めると見なしてよいかもしれない。

唐物屋は、こうした新渡の唐物を上方から仕入れる渡世だという。なかんずく「上方からの仕入れ」という点については、近世

中・後期、長崎貿易が統制されて以降における長崎荷の国内流通システムをおさえておく必要がある。

長崎で荷揚げされた輸入品はその後まず上方三都、すなわち堺、大坂、京都に集められた。長崎と上方の間の輸送を担ったのは、当初はもっぱら陸路によつて輸送した糸荷宰領（後には小倉から海上輸送を行ったとされる）と、日向灘を北上して瀬戸内海に進んだ糸荷廻船のふたつの輸送業者。長崎荷の運送業者の名称に「糸」の文字がふくまれるのは、すでに見たように、糸や織物などの繊維製品が長崎貿易の主流をなしていたためである。これら業者が堺、大坂、京都に運んだ荷物は、さらにいったんそれぞれの都市の長崎問屋に荷受けされ、そこから仲買業者や小売業者に売りさばかれる、というのが長崎貿易における輸入品の正規の流通ルートであった。<sup>13</sup> ちなみに糸荷廻船は堺糸荷廻船とも呼ばれ、かつて船荷は堺に限られていた経緯を持つが、流通拠点としての堺の位置の低下とともに糸荷廻船も衰退することになる。

長崎問屋は荷受統制の目的で設けられた、公的性格を持つ機関であるが、その取扱品もまた当初は多く糸や反物で、とくに呉服の町・京都の長崎問屋は繊維製品の荷受をもっぱらとした。呉服商が長崎におもむいて直に反物を買付けする場合も、形式上は長崎問屋の荷受を必要としたという。一方で、薬種をふくむそのほかの製品の荷受は、大坂の長崎問屋が請け負っていたらしい。<sup>14</sup> 唐物の道具類も、基本的にはまず大坂にもたらされたと想像される。

では、こうした唐物道具は上方、なかんずく大坂から江戸へどの

ように運ばれたのか。やはり『諸問屋再興調』に、次のような記載を持つ文書がふくまれている。<sup>15</sup>

瀬戸物商賣

万屋佐右衛門

同

伊世屋三郎兵衛

唐物商賣

山本三九郎

同

墨屋勘三郎

これは、寛保二年（一七四二）の年記を持つ「十組支配菱垣廻船江致積合候者共人数書上」という文書の一部である。ここにいう十組とは、すなわち十組問屋、元禄七年（一六九四）江戸の荷受問屋が組織した組合、問屋仲間である。当初、米問屋、豊表問屋、紙問屋、塗物問屋、酒問屋、大伝馬町綿問屋、葉種問屋、小間物諸色問屋（通町組・内店組）、そして日本橋釘問屋の十組の問屋が申し合わせて結成された十組問屋の目的は、上方と江戸の間の商品輸送の大きな部分を担っていた海上運搬船、いわゆる菱垣廻船を直接支配すること、その背景には、菱垣廻船の船頭や水主が私欲のために難船、あるいは難船でもないのにさまざまな方便を使って荷物を横領する不正が甚だしかったという状況がある。<sup>16</sup>要するに海上輸送における商品の安全を図り、かつ経済的な利益を確保しようとしたのである。以降、十組問屋は、それを構成する問屋組合のメンバーや数、あるいはその目的を変化させながらも、菱垣廻船仲間として近世を通じて発展する。この江戸の荷受問屋である十組問屋に呼応

して、大坂の積荷問屋が組織したのが二十四組問屋である。十組問屋と二十四組問屋は、注文問屋と買次問屋という関係を保ちながら、近世の江戸と上方の間の商品流通に大きな役割を果たすことになる。

右の書上は、江戸の十組問屋が支配していた菱垣廻船に荷物を積み合わせる商人のリストである。二七人が列挙され、そこに「唐物商賣」の二人の名前がかかげられている。では、この二人はどのような商品を注文し、商っていたのか。ここでは単に「唐物」とだけ記されているが、それが「瀬戸物商賣」に続くことから、唐物の「道具」である可能性が高い。いまそのことについて十分に説得力のある論を展開する準備はないが、先の正徳元年の輸入品リストから、新渡の唐物道具にさまざまな中国製の陶磁器がふくまれていたことが明らかで、漆器類とならび数量も多い。瀬戸物すなわち和製の陶磁器と、陶磁器をはじめとする工芸品を主とする唐物の大半は、ともに「器物」であり、歴史的にその一部が狭義の「道具」となる点をとってみても、親近性を持つ。山本三九郎と墨屋勘三郎が荷受しようとしている大坂からの菱垣廻船に積まれた唐物、少なくともその一部に、唐物の道具がふくまれていた蓋然性は認めてよいと思われる。

新たに輸入された唐物の道具が、長崎から上方、なかんずく大坂を経て江戸にもたらされる道のり、少なくともその正規ルートのアウトラインがおぼろげながらも見えてきた。しかし、右記の「唐物商賣」の二人はイコール唐物屋とは即断できない。まずは、十組問

屋の仲間のうち唐物を取扱った商人である可能性が高く、とするならば、少なくとも八品商売人にふくまれる唐物屋とは異なるカテゴリーに属することになる。実はしかし、唐物屋の業務に、こうした新渡の唐物道具の仕入れをあげること自体に、八品商売人間屋組合の制度上ある種の矛盾が潜んでいる。そのことを次に見てみよう。

### 三 古美術商としての唐物屋

先の嘉永四年の勘定奉行の内談書によれば、唐物屋は江戸市中における、おそらく唐物道具を主とする「払い物」、すなわち不要品の買い取りも行っていた。当時、江戸においてはさまざまな物品が払い物として頻繁に入札にかけられていたことが町触からうかがえる。そうした払い物には、欠所などによる諸道具の売り立てもふくまれていた。欠所道具の入札は、正徳四年（一七一四）尾形光琳のパトロンであった中村内蔵助が過奢による銀座役人処罰に連座した折の例で、近世絵画史でもよく知られている。<sup>17</sup>

しかし、こうした払い物の買い取りが、唐物屋の業務、あるいは唐物屋そのものの定義を動揺させる要因となったことが、次の文書から知られる。<sup>18</sup>

一 通町組・内店組・通町組小間物問屋之内丸合組之もの共取扱候唐物新渡上方表分仕入荷物、廻船積合引請商賣仕来、尤右之もの共之内ニは、玉類・道具類其外唐紅毛もの等上方仕

入品之外、市中拂物等買請、又は古品をも取扱候もの共は、紛失物御調有之候ニ付、八品之内唐物屋江名前差出有之候、  
一 八品之内唐物屋之儀は、唐物道具類其外新古共ニ商賣仕候得共、上方表新渡荷物仕入引請は不在、八品之内古道具屋同様之家業ニ而、上方筋其外諸國道具屋共取引仕候得共、古唐物類重モニ取扱、新渡品々上方表仕入方仕候唐物屋とは、差別可有御座奉存候、

二項のうち前者は「通町組・通町組小間物問屋之内丸合組」に関するものである。通町組と内店組は既述の十組問屋に名前を連ねる歴とした諸色問屋組合である。諸色問屋とは文字通りさまざまな商品を扱う問屋であるが、その主要なものに、これまた多種多様な「小間物」がふくまれていた。丸合組は通町組の下部組合で、明和年間には十組にも加わった由緒ある小間物問屋仲間である。<sup>19</sup>『諸問屋再興調』には、この通町組と内店組の小間物問屋の取扱商品リストもふくまれており、扇子以下の装身具、筆や墨をはじめとする文具、化粧道具、碁・将棋・双六などの遊戯具ほか、二九一種類もの雑多ともいえる商品が列挙されている。<sup>20</sup>ここでは、そうした小間物問屋について、前節に掲げた唐物屋に関する記述と酷似した文言によりながら、唐物および「古品」、すなわち古物を取扱う小間物問屋は紛失物改めの対象となるので、八品商売人の唐物屋として名前帳に掲載されるべきであると主張している。

二つ目の項目で、あらためて唐物屋が取り上げられる。八品商売

人の唐物屋は、新古の唐物を商うのが本来とはいえ、上方からの新渡の唐物の仕入などは実際には行わず、古い唐物を主に取扱っており、古道具屋と同様である、というのが主旨である。

かかる主張にも確固とした根拠がある。先の小問物問屋の商品リストには、「唐物類」として「毛類」を筆頭に「象牙」や「キヤマシ」<sup>21</sup>、「染付もの」、「裂地類」などがかけられている。小問物問屋は確かに唐物の道具を取扱っていた。また唐物屋の項で、「新渡品々上方表仕入方仕候唐物屋」すなわち新渡の唐物を上方から仕入れる唐物屋が八品商売人の唐物屋とは別にいるかのよう書きぶりも、前節に見たところの十組問屋で「唐物商賣」を行う商人、まさしくここに言及される唐物を扱う小問物問屋である可能性が高い。あるいは、小問物屋とほぼ同義と考えられる小道具屋と唐物屋を同一視する傾向の証左もある。本稿冒頭に言及した『江戸鹿子』の「諸職名匠諸商人」の記述は、それに続く元禄五年（一六九二）刊行の『諸国買物調方記』<sup>22</sup>や同十年刊『日本国花万葉記』<sup>23</sup>にも踏襲されるが、後者の「卷七之下武蔵国」のうち「江府名匠諸職商人」において、大平五兵衛は、「唐物屋」に加えて「小道具」とも冠されるのである。さらに『江戸鹿子』の増補版『江戸惣鹿子名所大全』<sup>24</sup>（元禄三年刊）には、「小道具唐物屋」という言葉を見いだすこともできる。唐物屋と小道具屋（小問物屋）は取扱商品や店構えがよく似ていたのだろう。こうした事実を勘案するなら、ここに記されるところの「市中拂物等買請、又は古品をも取扱候」小問物屋や、もっぱら古物を扱う唐物屋も、実際に存在したと考えてよい。

掲出の町年寄の上申書の一節は、実は、先の唐物屋商売を規定した勘定奉行内談書とともに、唐物屋を今回の問屋再興の町触から除くことへの反対意見として提出されたものである。八品商売人の問屋仲間は、主に紛失物改めを目的として組織された。今回の問屋再興に際しても、あらためて関係する商人をもれなく監視下におくために、その取扱商品に古物がふくまれるかどうか厳しく吟味され、そしてそのことが、同じく唐物を扱う小問物問屋にも及んだと見ることができそうである。

そもそも唐物屋や小問物屋、あるいは唐物屋と同じく八品商売人にくまられる小道具屋は、その名称からして本来、質屋や古道具屋、古着屋のように古物のみを扱うわけではない。しかしそれらが八品商売人、すなわち古物商に分類されたのには、歴史的に見ても重要な意味がある。とくに明記しておきたいのは、新渡の唐物ではなく、もっぱら古い唐物道具を扱う商人とは、今日でいえば中国美術を主に扱う古美術商のような存在だということである。もとより唐物の内容は一概にはいえないが、ことに古い唐物の場合、由緒や希少性、骨董品としてのさまざまな付加価値が備わっている。近世商業史に登場する唐物屋は、こうした古い唐物が持つ経済的価値、その価値を支えるモノとしての唐物の魅力に支えられているともいえるのである。

こうした議論を経て、結局、嘉永六年三月、八品商売人再興の町触が出されるにおよび、それぞれの惣代の請書が作成された。そこに唐物屋惣代の名前も見える。<sup>25</sup>

嘉永五年の町年寄上申書によると、八品商売人の数は質屋二〇七五人、古着屋二一〇三人、古着買一八八四人、小道具屋八〇六人、古道具屋三六七二人、古鉄屋九六四人、古鉄買一〇四七人、そして唐物屋は六十六人であった。

### むすびにかえて 上方と江戸を結ぶ唐物屋

以上、もっぱら『諸問屋再興調』を通してうかがえる江戸の唐物屋について述べた。いうまでもなく、本稿のテーマは問屋組合再興のプロセスそのものではなく、唐物屋の歴史的ありようであるため、関係書類を順不同に適宜、取り上げることになった。もとより『諸問屋再興調』が当該期の唐物屋を論じるにもっともふさわしい史料とはいえず、そこにかがわれるのは、あくまで行政サイドから見た唐物屋の姿である。また、問屋仲間や菱垣廻船、長崎貿易をはじめとする近世商業史への唐物屋の位置づけも、いまだ十分とはいえない。<sup>27</sup>

しかし、それが商業行政関係史料であるからこそ、唐物屋の歴史の実態のある部分、あるいは唐物道具をめぐる流通制度の輪郭は明らかにできたと考えたい。同時に、唐物屋というのが、ある意味マージナルな存在であることを示せたのも成果かもしれない。本稿では唐物屋を鍵語としたが、小間物屋でも唐物を扱えば唐物屋に、

あるいは唐物屋も古道具屋同然といった見方があったとすれば、唐物屋か古道具屋か、あるいは小道具屋かといった詮索は意味をなさないともいえる。江戸初期の「唐物屋」とその仕事は、行政の統制や規定とは関係なく存在し続けたに違いない。

実をいえば、第二節で整理した唐物屋の業務のうち「上方をはじめとする諸国の道具屋との新旧唐物道具の取引」に関しては、論じる準備が整わなかった。十七世紀には、岡佳子氏が明らかにされたとおり、唐物屋は上方と江戸、さらには長崎を行き来して、唐物のみならず和物の道具までも取り引きした。そうした唐物屋のヴィヴィッドな活動の様子は、当然のことながら『諸問屋再興調』からうかがえない。しかし、十七世紀末葉以降ますます巨大化した江戸の市場、なかならず美術品のそれにおいて、「上方筋を始、諸國道具屋共江之取引いたし、唐物道具類新古共商賣致し候」唐物屋の存在は決して小さくなかった想像する。さらにいえば、そうした唐物屋の往来をうながした美術品市場の拡大が、京都をはじめとする上方における新しい絵画の制作や、それを担う画家のありように影響を与えなかったか。実はこの問題こそ、本稿の出発点であることも告白しておく。新しい和物もふくめ、そもそも商品の性質上、公的流通システムのなかだけで美術品の移動を把握することにも無理がある。まだ多くのこされた課題を認めつつも、本稿がまずは、江戸時代における美術品流通の実態解明に多少なりと資することができれば幸いである。

註

- 1 岡佳子「唐物屋覚書―大平五兵衛と葛山長爾」『寛永文化のネットワーク―「隔賞記」の世界』思文閣出版、一九九八年、同氏「寛永文化のなかの唐物屋―美術商の起源をめぐって」『美術商の百年 東京美術倶楽部百年史』株式会社東京美術倶楽部・東京美術商協同組合、二〇〇六年
- 2 前掲「寛永文化のなかの唐物屋―美術商の起源をめぐって」
- 3 『古板地誌叢書』八、すみや書房、一九七〇年
- 4 林玲子『江戸問屋仲間の研究』お茶の水書房、一九六七年、二六四―二六五頁
- 5 「大日本近世史料 諸問屋再興調七」『東京大学史料編纂所報』第一号、一九六六年
- 6 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』八、東京大学出版会、一九六七年
- 同書の解題として次を参照。  
「大日本近世史料 諸問屋再興調八」『東京大学史料編纂所報』第二号、一九六七年
- 7 前掲『大日本近世史料』八、七九―八一頁
- 8 前掲『大日本近世史料』八、八二―八三頁
- 9 前掲『大日本近世史料』八、八三―八五頁
- 10 前掲『大日本近世史料』八、二二五―二二七頁
- 11 前掲『大日本近世史料』八、六九―七〇頁
- 12 山脇悌二郎『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、一四六―一六三頁
- 13 前掲『近世日中貿易史の研究』一六四―一七八頁
- 14 前掲『近世日中貿易史の研究』一一九―一四五頁
- 15 前掲『大日本近世史料』八、二二八―二四五頁
- 16 前掲『江戸問屋仲間の研究』五六―六七頁
- 17 本島知辰『月堂見聞集』卷之七『続日本随筆大成』別卷二、吉川弘文館、一九八二年、二九〇―二九三頁
- 18 前掲『大日本近世史料』八、七四―七六頁
- 19 前掲『江戸問屋仲間の研究』七三―八七頁
- 20 前掲『大日本近世史料』八、一七九―二二二頁
- 21 前掲『大日本近世史料』八、二〇四頁
- 22 花咲一男編『諸国買物調方記 江戸十組問屋便覧 東京買物独案内』渡辺書店、一九七二年
- 23 『日本国花万葉記』国立国会図書館ほか蔵
- 24 江戸叢書刊行会編『江戸叢書』卷四、江戸叢書刊行会、一九一六年
- 25 前掲『大日本近世史料』八、二六六頁
- 26 前掲『大日本近世史料』八、四―五頁
- 27 ちなみに、高価な織物は海難の危険のある菱垣廻船ではなく飛脚問屋が請け負ったともされる。前掲『江戸問屋仲間の研究』六六頁。とくに貴重な唐物道具も陸送された可能性が高い。